

消費税率引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1,047,273 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)
 が充てられる社会保障施策に要する経費 11,368,806 千円

○社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区分	款	項	目	事業名	令和8年度 当初予算	財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他	社会保障財源 化分の地方消 費税交付金	その他
社会福祉	3	1	2	障害者自立支援給付 事業費	2,813,790	2,089,565			147,921	576,304
	3	1	2	障害者地域生活支援 事業費	95,561	23,911			14,634	57,016
	3	1	3	高齢者福祉事業費	190,110			49,439	28,732	111,939
	3	2	1	児童福祉法施行事務 費	2,974,474	2,208,656	50,100	46,180	136,752	532,786
	3	2	2	児童扶養手当対策費	236,168	78,333			32,237	125,598
	3	2	3	妊産婦医療助成費	12,296	6,570			1,170	4,556
	3	2	3	ひとり親家庭医療助 成費	15,205	8,327			1,405	5,473
	3	2	5	放課後児童健全育成 事業費	453,631	298,078			31,771	123,782
3	3	2	生活保護費	1,260,380	947,452		4,500	62,996	245,432	
小計					8,051,615	5,660,892	50,100	100,119	457,618	1,782,886
社会保険	3	1	1	保険基盤安定制度費	284,812	213,608			14,543	56,661
	3	1	1	国民健康保険事業費 特別会計繰出金	167,306				34,172	133,134
	3	1	1	介護保険特別会計繰 出金	1,265,362	50,095			248,215	967,052
	3	1	3	後期高齢者医療事業 費	1,015,334	144,040			177,960	693,334
小計					2,732,814	407,743			474,890	1,850,181
保健衛生	4	1	1	母子保健推進費	27,698	11,267		26	3,351	13,054
	4	1	1	妊産婦健康診査費	29,529	1,695			5,685	22,149
	4	1	1	地域医療費	86,281	815			17,456	68,010
	4	1	2	予防接種費	304,069				62,105	241,964
	4	1	2	健康診査費	136,800	6,975		1,707	26,168	101,950
小計					584,377	20,752		1,733	114,765	447,127
合計					11,368,806	6,089,387	50,100	101,852	1,047,273	4,080,194

- ・引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。
- ・社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。
- ・事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等には充当しない。